



2026年サプライヤーの 行動規範

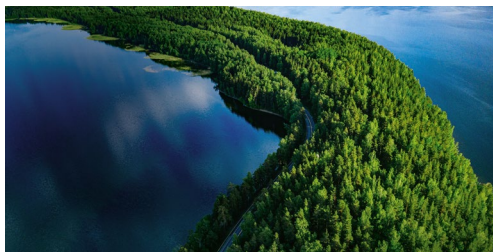
目次

はじめに



- 2 運営部長からのメッセージ
- 3 はじめに
- 5 A Better Tomorrow™, Together : サプライヤーとの関わり方

環境のサステナビリティ



- 13 環境のサステナビリティ

コンプライアンス



- 7 コンプライアンス

マーケティングと取引



- 17 マーケティングと取引

人権



- 10 人権

ビジネスの誠実さ



- 19 ビジネスの誠実さ

定義

「BAT」、「当グループ」、「当社」、「私たち」、はBritish American Tobacco p.l.c.社およびその子会社を意味します。

「SoBC」は、(i) 業務遂行のグループ基準であり、www.bat.com/sobc および当社のSoBCアプリで確認でき、さらに、(ii) グループ企業が採用しているSoBCの現地版は各企業の現地ウェブサイトにて確認できます。

「規範」とは本サプライヤーの行動規範のことであり、www.bat.com/suppliercode および当社のSoBCアプリにて確認できます。

「サプライヤー」とは、BATグループ企業に製品またはサービスを提供し、直接の商取引関係を有する第三者をいいます。

「労働者」とは、サプライヤーの社員、従業員および契約業者をいいます。これには、正社員、フルタイム社員、パートタイム社員、派遣社員、臨時社員、下請け業者、エージェントおよび移民労働者が該当します。

運営部長からの メッセージ

BATにおける変革とは、社会、商業、環境、持続可能性の優先事項に焦点を当てながら、ビジネスの健全性への影響を減らすことを意味します。

持続可能性に対する私たちのアプローチが向かう先は、自らのビジネス活動だけにとどまらず、そこから広がるサプライチェーンにおよびます。そのために、私たちはサプライヤーの持続可能性への取り組みを奨励し、支援するための洞察力と影響力を活用しています。

BATグループは、小規模な農家から国際的な葉のサプライヤー、そして紙やタバコ用フィルターなどの製品材料のサプライヤーに至るまで、世界中のサプライヤーの膨大なネットワークと連携しています。新たなカテゴリーの製品においては、家電製品や電子タバコこのサプライチェーンを拡大しています。また、ITサービスや設備管理など、当社製品とは関係のない間接商材およびサービスのサプライヤーも数多くあります。

本規範は、当社の持続可能性に対する重点的な取り組みと、当社が事業を展開する外部環境の絶え間ない変化を反映して更新されました。

同時に、当社は社会にプラスとなる影響を与え、当グループ全体で確固たるコーポレートガバナンスを確保することに引き続き取り組んでいます。

2024年には、750社を超えるサプライヤーを、CDPサプライチェーンプログラムにご招待しました。こうしたコラボレーションを通じて、サプライヤーとの連携を強化し、環境面での改善を推進し、レジリエンスをさらに高めることができます。

気候変動、廃棄物、循環型経済、生物多様性の保護、ウォータースチュワードシップ、そして社会的にプラスの影響をもたらすことなど、多くのグローバルな持続可能性重点分野は、単独で取り組むことはできないことを周知しています。サプライヤー、契約農家、その他のサプライチェーン関係者と連携することで、当社は長期的な変化をもたらすソリューションを開発できます。

このサプライヤーとの関係においては、もし何かおかしいと感じたときには声を上げられる信頼があることが重要です。BATは、本基準や当社の業務遂行基準に関する申立てを真摯に受け止めています。不正行為を知った場合やそれが疑われる場合には、本基準に記載されているさまざまなチャンネルを通じて内部通報をしてください。寄せられた懸念はすべて厳に機密として取り扱うことを、私個人として確約します。たとえ懸念に対する確信が持てない場合でも、通報することで報復を受けることはありません。

私は、サプライヤーと緊密に連携することで、基準を引き上げ、持続可能な慣行を強化し、共有価値を創造し続けることができると信じています。

Zafar Khan
運営部長

2026年4月





はじめに

BATの業務遂行基準（SoBC）は、当社が掲げている高い水準の誠実さを表したものです。本サプライヤー行動規範（規範）は、サプライヤーが遵守し、サプライチェーンにおける子会社、下請け業者、ビジネスパートナーに伝達することを期待する最低基準を定義することで、SoBCを補完するものです。

国際基準

本規範は、人権を尊重するための当社の絶え間ない取り組みを支えるものであり、以下をはじめとする国際標準に基づいています。

- 国連（UN）のビジネスと人権に関する指導原則、
- 国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則及び権利、および
- 経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針

法的な優先順位

本規範が現地法と矛盾する場合は、現地法が優先します。

本規範が現地法よりも厳しい基準を定めている場合、現地法で違法とされない限り、これらのより高い基準に従う必要があります。

範囲と応用

本規範は1ページ目に規定されている通り、BATの全サプライヤーに適用されます。

サプライヤーは、本規範の要件を満たすことが求められており、契約条件にも組み込まれています。

また、サプライヤーは以下を行う必要があります。

- 自社の労働者、サプライヤー、エージェント、下請け業者およびその他関係するサードパーティーの全員が本規範の要件を理解し従うようにする措置を講じる。これには、適切なポリシー、手続き、適正評価、トレーニングおよびサポートが含まれる（サプライヤーの性質および提供される商品またはサービスという点において適切な場合）、
- および自社の新規および既存のサプライヤー（適宜、農家も含む）に対し、本規範の要件への準拠を推奨し、自社のサプライチェーン内で適切に適正評価を行う。

当グループへ問い合わせる

本規範においてサプライヤーが当グループへの報告を義務づけられる情報は、以下に連絡してください。

- サプライヤーの通常の当グループ企業の連絡先、
- the Group Head of Procurement（調達グループ長）：
procurement@bat.com
- 内部通報チャンネル：
www.bat.com/speakup
- 内部通報ホットライン：
www.bat.com/speakuphotlines





A Better Tomorrow™, Together : サプライ ヤーとの関わり方

サプライヤーは貴重なビジネスパートナーです。当社と連携することで、基準を高め、持続性の高い実例をもたらし、共通価値を作り出し、すべての人にとって「A Better Tomorrow™」を構築していけると確信しております。

誠実さへの取り組み

当社の行動はすべて合法でなければなりません。誠実さを備えた上で進化します。当社の行動、振る舞い、どのようにビジネスを行うかは、責任感を持ち誠実かつ真摯で信頼に足るものでなければなりません。サプライヤーとともに当社の契約上の義務を遵守し公平に対処します。

サプライヤーは、BATに対し透明性があり建設的な関係性、およびプロフェッショナルで包括的な方法で誠実さと敬意を持って当SoBCに従って対処することを期待しています。

サプライヤーが、グループのSoBCに反する行動をとるBAT従業員の行動に関して苦情または懸念がある場合、これをBATに報告する必要があります。次のページの「当グループへ問い合わせる」を参照してください。

ベストプラクティス を目指して

本規範は、当社がサプライヤーに期待する基準の最低ラインを規定したものです。サプライヤーは自社の運営およびサプライチェーンの中でベストプラクティスを目指し、ベストプラクティスを絶えず改善することを奨励します。

この目的達成のため、当社は、当社グループのサステナビリティに関する優先事項に対して優れた実績を示しているサプライヤーを優先することを検討しています。

この点は、当社のサプライヤープログラムに組み込まれています。以下に一部を示します。

- 葉のサプライヤー向け業界全体の持続可能なタバコ計画。労働や人権から気候変動や生物学的多様性まで、広範囲に及ぶ持続可能性の条件が含まれる。
- タバコ以外のサプライヤー向けの当社のサプライチェーンの適正評価。これには、人権リスク評価および独立機関による労働監査が含まれ、国際標準に準拠しています。

サプライヤーの支援

当社は、サプライヤーの環境は世界中でそれぞれ異なることを理解しています。本規範のすべての面において直ちに準拠するのは法的に難しい場合もあるでしょう。

当社の最大の目標は、サプライチェーンの中で標準を常に改善し続けるようにすることです。当社はそうしたサプライヤーと年月をかけて協業しており、本規範の要件に準拠するようお手伝いしています。

一緒に仕事をする中で、サプライヤーが当社のリソースと経験を活用し、認知や能力を高め、本規範の完全な遵守を達成し、ベストプラクティスに向けて継続的な改善を行えるよう支援します。

BATのサステナビリティの優先事項

当グループのサステナビリティに関する優先事項の詳細は、最新の年次報告書兼サステナビリティ報告書 (www.bat.com/investors-and-reporting/reporting/combined-annual-and-esg-report) をご覧ください。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement (調達グループ長) : procurement@bat.com

内部通報チャンネル :
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :
www.bat.com/speakuphotlines



コンプライアンス

本規範の要件に順守しているか監視し、問題が認識されれば調査し改善することを当社はお約束しています。

法的コンプライアンス

当社のサプライヤーがすべての適用法、規範および規制に準拠し、倫理的な態度で行動することを当社は期待します。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- どこで運営していても、すべての適用法、規範および規制に従うこと。
- 重大な罪を犯した、また民事訴訟が起こされた場合は、ただちに当グループに知らせること。
- どのような形でも本規範に規定された要件に関する罰金または行政処分を受けた場合は、ただちに当グループに知らせること。

コンプライアンスの 監視

内外の査定および監査プログラムを通じて、サプライヤーが本規範の要件に準拠しているかを検証する権利を当社は保持します。

サプライヤーは、本規範につながるいかなる検証行動にも合理的に協力しなければなりません（当グループが実施する場合でも当グループが関わる第三者が実施する場合でも）。これには、当グループおよび/または適用法が求める限り関連する文書およびデータを保持すること、関連するスタッフ、現場、文書およびデータに独立してアクセスできること、が含まれます。

これは、そのような場合（および当該情報が検証行動に関わる材料からなると思われる場合）、営業機密情報および/または機密情報に適用される正当な制約であるにも関わらず、サプライヤーは、安全かつ正当で合法的な開示のために相互に許容可能な仕組みを把握するよう当グループと協力しなければなりません。

懸念を報告する

サプライヤーは、本規範および/またはSoBCの要件違反の疑い、または違反の事実の特定、調査、緩和、修復および報告を支援するよう期待されます。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 自社の労働者が、報復を恐れることなく、また可能であれば匿名で違反の疑いや違反の事実をサプライヤーに、または当グループに直接質問をし、懸念を提起し、報告できるよう、苦情または同等の効果的な手続きを用意すること。
- 本規範要件の違反の疑いまたは違反の事実について信頼に足る懸念はただちに調査を行い、今後違反が起きないようにする、および/または違反の事実の影響を最小限に抑え、違反を止めるための適切な措置を講じること。
- 本規範および/またはSoBCの要件違反の疑いまたは違反の事実は、「内部通報」のセクションで説明するように、認識した時点で速やかに当グループに報告すること。

内部通報

本規範またはSoBCの違反の疑い、または違反の事実がある場合は、サプライヤーの通常の当グループ連絡先に報告するか、機密性が確保された独立管理の内部通報チャンネル（www.bat.com/speakup）をご利用ください。

内部通報チャンネルは独立して管理されており、オンライン、テキストメッセージ、電話ホットラインで24時間365日、多くの現地言語で対応しています。秘密に（匿名も可）使用していただけるため報復の心配はありません。ホットラインを利用する場合は、ウェブサイトのリストからお近くの場所をお選びください。お住まいの国の国際番号が記載されています。

不正行為の事実や不正行為の疑いについて懸念を提起したことで、たとえそれについて確信が持てない場合でも（直接間接を問わず）どのような形の報復も受けることはありません。当社は、懸念を表明した従業員又は懸念を提起する人を支援する従業員又は調査に参加した人に対する嫌がらせや迫害を容認しません。

調査

本規範および/またはSoBCの違反の疑いまたは違反の事実に関する懸念、主張、報告は真摯に受け止めます。そのような場合は、当社の内部ポリシーおよび内部手続きに従って、適宜公平かつ客観的に調査します。

その他の場合は、サプライヤー独自の手続きに従って問題の調査を主導するようサプライヤーに依頼する場合があります。

BATが必要とする場合、サプライヤーはBATと連携し、調査の範囲、進捗、結果、または必要に応じて是正措置について当社に情報を提供することが期待されます。これには、調査の過程で特定された、より広範な懸念事項、問題、または疑わしいもしくは実際の悪影響が含まれます（秘密保持その他の適用される法的要件に従うことを条件とします）。

違反の結果

本規範の要件に準拠していない場合は、当グループは当該サプライヤーについて以下を要求する権利を有します。

- 定められた合理的な期間内に、該当する要件への準拠へ向けた実質的な進捗を示すこと、および/または
- 定められた合理的な期間内に、該当する要件に完全に準拠すること。

深刻かつ実質的、および/または永続的に準拠していない場合、またはサプライヤーの取り組みが不十分であり行動を起こさず改善がなされないことが一貫して示されている場合、当社は当該サプライヤーとのビジネス関係を終了する権利を有します。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement
(調達グループ長) :

procurement@bat.com

内部通報チャンネル :

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :

www.bat.com/speakuphotlines





人権

当社は、国連（UN）のビジネスと人権に関する指導原則を適用し、当社の運営およびサプライチェーンにおいて人権を尊重することをお約束します。

人権の尊重

当社のサプライヤーは、国際人権規約に反映されているように、他者の基本的人権を尊重するやり方で運営を遂行することが期待されます。これには、自社の労働者や自社のサプライヤーのために働いている人々が含まれます（ただし、その限りではありません）。

サプライヤーは、人権に対する実際または潜在的な不利益な影響を特定・評価し、その所見に基づき行動するために、適切な措置を講じる必要があります。

以下を目的とした適切な措置を講じる必要があります。

- 事業運営、活動、ビジネス関係が人権侵害の原因または一因とならないよう、および人権侵害に関連しないようにすること。
- 一切の悪影響を防止、低減、是正すること。

人権に対する悪影響が判明した場合は、その状況における適切な措置を講じて当該影響を収束させる必要があります。また、当該影響を直ちに収束できない場合には、これを最小限に抑える必要があります。

サプライヤーの労働者については、サプライヤーが（少なくとも）以下の要件を満たしていることを当社は期待します。

平等であり差別がないこと

サプライヤーは、すべての労働者に均等な機会と公平な待遇を提供しなければなりません。

これには、以下が含まれます。

- 性的なもの、言葉による/言葉によらない、身体的な特徴であるかどうかに関わらず、職場でのいかなる形態の嫌がらせやいじめは排除するよう働くこと、および
- すべての労働者に品位と尊敬をもって対処し、いかなる形態の非合法的な差別も行わないこと。

差別とは、人種、民族、肌の色、ジェンダー、年齢、障がい、性的志向、性同一性および性表現、階級、宗教、政治、配偶者の有無、妊娠の有無、労働組合の会員であるか、または、法で守られたその他の特徴が従業員の雇用、成長、昇進または退職の決定に影響を与えることをいいます（が、その限りではありません）。

健康と安全を守る

サプライヤーは、安全で健康的な就業環境を提供し維持しなければなりません。

具体的には、以下が含まれます（が、その限りではありません）。

- 職務上の健康および安全への危険、および付随するリスクを認識して対処し、安全な就労を実践できるよう措置を講じること。
- 職場、施設、および/または活動で適切な火災のリスク評価を実践し、防火計画および適切な防火・緊急避難システムおよび手続きを講じること。
- 職務上の怪我や健康障害を防ぐため（適宜）適切な個人用防護具（PPE）を提供すること。
- 可燃物を含め、健康または環境に有害な物質の安全な取り扱い、保管、移送と廃棄を確保するため適切な制御措置を（適宜）取り入れること。

- 適切なトレーニングとコミュニケーション（コンサルテーションを含む）を定期的に行い、労働者が健康と安全のリスクおよび仕事に関わる手続きを認識できるようにすること。そして
- 宿泊先を用意する場合は、清潔かつ安全で、許容可能な基本レベルの生存条件と労働者のニーズを満たしたものにすること。

結社の自由を尊重

サプライヤーは、すべての労働者が（適用法に従いつつ）結社の自由および団体協約の権利を遂行できるようにしなければなりません。

これには、法律、規制、一般的な労使関係と慣行、および合意された会社の手続きの範囲の中で、公認の労働組合またはその他の善意の代表者によって代表される権利が含まれます。そのような労働者および代表者は、職場で不利益を被ることなく合法的な活動を遂行できる必要があります。

公正な賃金と福利厚生

サプライヤーは、公正な賃金と福利厚生を提供しなければなりません。

最低でも、サプライヤーは、該当する最低賃金法およびその他の適用法または団体労働協約に準拠していなければなりません。

児童労働一切不容認

当社はサプライヤーと協力し、当社のサプライチェーンにおける児童労働の防止に取り組んでいます。また、児童労働が判明した場合に、サプライヤーが確実に適切な是正・改善措置を講じられるようすることに努めています。

具体的には、すべてのサプライヤーに対し、以下のように国際労働機関のガイドラインに準拠することを求めています。

- 児童の健康、安全、道徳に害を及ぼす可能性がある、または危険とみなされる労働は、18歳未満の者が行ってはなりません。また、
- 労働の最低年齢は、現地の法律に基づく労働の最低年齢を下回ってはならないし、義務教育終了の法定年齢を下回ってはならず、いかなる場合も15歳未満であってはなりません。

現地法によっては、13歳～15歳の子供は、教育や職業訓練の機会を奪われないう、または危険と見なされる、あるいは（機械機器や農業を扱うなど）健康や成長に有害な活動を含まない限りは軽度の作業を行うことができる。また、所轄官庁が認めた訓練や就労経験の計画は例外として認める。

現代の奴隷制や労働搾取の禁止

サプライヤーは、現代の奴隷制や労働搾取のリスクを最小限に抑えるための効果的な方針と手順を導入しなければなりません。

これには、奴隷制、奴隷状態、強制労働、拘束労働、意志に反する労働、人身売買、搾取労働が含まれます。

従って、サプライヤーや代理となるエージェント/就労仲介人、またはサードパーティーは労働者に以下を求めてはなりません。

- 雇用斡旋料の徴収、ローンを課す、不当なサービス料や預金の徴収、または
- 身元確認書類やパスポートを取り上げたり、許可証の原本を提出させること。

国内法または雇用の手続き上、身元確認書類が必要な場合は、サプライヤーは法に従って厳密に取り扱います。

身分証明書は、セキュリティまたは保管の理由から、労働者の十分な情報に基づく、真正かつ書面による同意がある場合にのみ、保管または保存されるべきです。労働者は、制約なしに、いつでもそれらを返却してもらうための無制限のアクセス権を持つ必要があります。

紛争鉱物

紛争鉱物とは、紛争地域や高リスク地域を起源とした武装勢力や人権侵害に直接的または間接的に資金を提供したり、利益をもたらしたりする可能性のある特定の鉱物を意味します。

当グループに供給する製品または製品材料に、コロンバイトタンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石、コバルト、またはそれらの派生物（タンタル、ズズ、タングステンを含む）が含まれている場合、サプライヤーは紛争鉱物を使用していないことを保証するために次の措置を講じることを求められます。

- 適切な適正評価を実施するよう努める。
- 合理的な原産国調査を実施する（サプライヤーに同様の適正評価を実施することも含む）。および、
- 紛争鉱物関連の報告義務を履行するため、BATに必要な情報をグループに提供すること（要請があった場合）。

就業時間

サプライヤーは、すべての該当する労働時間法およびその他の適用法または団体労働協約に準拠していなければなりません。これには、法定最大就労時間要件を考慮することも含まれます。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement
(調達グループ長) :
procurement@bat.com

内部通報チャンネル :
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :
www.bat.com/speakuphotlines

環境の サステナビリティ

当社は、環境管理におけるベストプラクティスに沿った行動や慣行を追求し、当社の運営および広範なバリューチェーンにおいて、当グループが自然環境に与える影響を軽減するよう努めます。

環境への影響

サプライヤーには、自然環境に与える影響を積極的に認識し、理解し、回避に向けて積極的に努力し、最小限に抑え緩和させることを期待しています。

実現可能であれば、環境ポリシーおよび管理システムの構築も期待します。

環境への影響には、空気、水、地面および森林への排出、資源の利用、天然資源の消費および廃棄物管理の実践に関する影響があります（が、これに制限されません）。

該当する場合には、森林伐採防止や生育環境の細分化など、生物的多様性の保護、および絶滅危惧種の保護に配慮してください。

環境管理

当社では、環境への配慮を製品の設計、運用、および/またはサービスの提供に統合し、環境管理に適用されるすべての現地法および規制要件を遵守することをサプライヤーに期待しています。これらの取り決めには、サプライチェーンも含める必要があります。

そのために、持続可能性ポリシーと慣行をビジネス戦略と運用に統合することが含まれる場合があります。

サプライヤーは、ISO 14001または同等のものを使用して、環境管理基準と実践を実施することにより、適切かつ実行可能な場合は、環境パフォーマンスの継続的な改善に取り組む必要があります。

さらに、サプライヤーには、科学的根拠に基づく目標イニシアチブ（SBTi）、科学的根拠に基づく目標ネットワーク（SBTN）、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）などのイニシアチブを通じて、その成果と進捗状況を報告し、公表することを奨励しています。

当社の運営、製品およびサービスの環境への影響を軽減できるよう、（要求に応じて）当グループに環境パフォーマンスに関する入手可能な情報を提供することをサプライヤーに期待します。

該当する場合、これには、以下が含まれます（が、その限りではありません）。

- 当グループの製品に関するライフサイクルの査定、
- 当グループの製品の廃棄に関するフットプリントのデータと情報、
- 当グループのスコープ3排出量に関する二酸化炭素削減計画、
- 木材または木材パルプベースの原材料の調達に伴う環境フットプリントに関するデータおよび情報。

BATグループの環境方針に関する声明に沿って、サプライヤーには次の優先分野における環境への配慮を奨励しています。

- 気候変動への取り組み、
- 廃棄物の削減と循環型経済への移行、
- 生物多様性と森林の保護、そして
- ウォータースチュワードシップ。



気候変動への取り組み

サプライヤーには、次の目的で、温室効果ガス（GHG）排出量に関する環境パフォーマンスを管理、監視、および維持することを期待しています。

- 自社のGHG排出量（スコープ1およびスコープ2）を把握する。
- 自社のGHG排出量を削減する。
- サプライチェーンのGHG排出量（スコープ3）を把握する。および
- サプライヤーと連携し、サプライチェーンのGHGを削減する。

最低限、サプライヤーには次のことを期待しています。

- 2030年までに、購入電力の100%を再生可能エネルギー源から取得することを達成するための合理的な努力をする。
- スコープ1およびスコープ2の排出量をBATグループに報告する（要求があった場合）*。

サプライヤーには、次に示すことに取り組むことを期待しています。

- スコープ3の排出量をBATグループに報告する（要求があった場合）*。

サプライヤーは、関連性があり実行可能な場合、次のことに取り組む必要があります。

- GHG [CO₂e] マネジメントシステム（例：ISO 50001）を導入する。
- バリューチェーン全体で、遅くとも2050年までにネットゼロの目標を設定する。
- スコープ1、スコープ2、スコープ3の排出量に関する外部検証済み報告書を提供する。
- 製品およびサービスの一次データを（LCAを通じて）特定の排出係数に改善する。

* GHG算定および報告基準の詳細については、<https://ghgprotocol.org>をご覧ください。

① スコープ1・2・3の排出量を理解する

二酸化炭素排出量は、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）の温室効果ガス（GHG）プロトコルにより3つのグループ、つまり「スコープ」に分類されています。

- **スコープ1**：組織が所有または管理している資源からの直接排出。
- **スコープ2**：組織が消費した購入電力、水蒸気、加熱および冷却により生成される間接的な排出。
- **スコープ3**：購入した商品やサービスなど、組織のバリューチェーンにおいて発生するその他すべての間接的な排出。

廃棄物削減と循環型経済への移行

サプライヤーには、長期間にわたってより少ない資源を使用し、廃棄物を減少し、製品とプロセスの再利用、リサイクル、循環性を可能にすることを期待しています。

サプライヤーは、BATグループの包装用に提供するすべての材料が、完全に再利用、リサイクル、または堆肥化できる設計であることを保証しなければなりません。

サプライヤーには、BATグループに包装目的で提供される材料にリサイクル素材を含めるよう取り組んでいただくことを期待しています。

サプライヤーは、該当し、かつ実行可能な場合、再生可能資源の利用拡大やバージン素材の使用の削減を含む（ただしこれらに限定されない）製品の循環性を考慮した設計に取り組むべきです。

生物多様性と森林の保護

サプライヤーには、必要に応じて、自然を保護・保全・再生するための措置を講じ、BATグループに提供される製品および原材料のサプライチェーンにおいて森林破壊のネットゼロを目指すことを期待しています。

サプライヤーには、当社の森林破壊および生態系の転換に頼らないサプライチェーンへの取り組みを支援する、責任ある調達慣行を遵守することを期待します。

パルプや紙を原料とする資材について、サプライヤーは、これらが森林破壊のない調達源から供給されていることを保証しなければなりません。

当社のたばこサプライチェーンにおける農家は、使用する木材が森林破壊および生態系転換に関与していないことを保証することが求められます。また、可能な場合は、第三者認証の取得に努めなければなりません。

サプライヤーは、該当し、かつ実行可能な場合、自社の事業とバリューチェーンにおける生物多様性の依存関係と影響の理解に向けて取り組む必要があります。

ウォーター・スチュワードシップ

必要に応じて、サプライヤーは取水量を削減し、事業全体で水のリサイクルを増やすことを期待しています。

サプライヤーは、世界資源研究所（wri.org）などによって定義されているように、事業を行っている地域の水リスクレベルを認識していなければなりません。

サプライヤーには、水不足の脅威にさらされている地域に焦点を当て、自社の事業とバリューチェーンにおける水の依存性と影響を理解することに取り組むことを期待しています。

サプライヤーは、該当し、かつ実行可能な場合、理想的にはアライアンス・フォー・ウォーター・スチュワードシップ基準（<https://a4ws.org/about/>）に準拠するか、それと同等のレベルに基づいて、運用上およびサプライチェーンの水リスクの軽減に向けて取り組む必要があります。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement
(調達グループ長) :
procurement@bat.com

内部通報チャンネル :
www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :
www.bat.com/speakuphotlines



マーケティングと取引

当社は、グループ製品の責任あるマーケティングと取引をお約束します。

責任あるマーケティング

当社は、18歳以上のみの成人消費者に対しすべての製品について責任あるマーケティングを行うことをお約束します。

当社のマーケティングは、責任あるマーケティング原則および責任あるマーケティング規約（www.bat.com/impまたは関連する現地のグループ企業ウェブサイトで閲覧可能）に基づいて統治しています。

そのため、当社の製品のマーケティングおよび販売に従事するサプライヤーには、以下の事項を遵守することを期待しています。

- 当グループの責任あるマーケティング原則および責任あるマーケティング規約が現地法より厳しい場合は、当グループの責任あるマーケティング原則および規約を最低限の標準とする、または
- 現地法またはその他の現地のマーケティング規範の方がグループマーケティング原則および規約より厳しい、または優先される場合は現地法またはその他の現地のマーケティング規範を最低限の標準とする。

不正取引

当社製品の不正取引に対する闘いは、当社グループで重要な優先事項です。密輸品や偽造品の不正取引、またはBAT純正品の横流しは、当社の事業に深刻な悪影響を及ぼし、企業の評判を損ないます。

当社は、自社製品の不正取引への関与を一切容認しません。サプライヤーが当社製品の不正取引に直接的または間接的に関与したり、これを支援したりしないことが極めて重要です。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 当社製品について非合法的取引に故意に関与しない、または支援しないこと
- 以下を含め、不正取引防止のために有効な統制を実践すること
 1. すべての顧客およびサプライヤーに対して、強固なデューデリジェンスプロセスの整備
 2. 市場への供給が正当な需要を反映していることを確保するための措置、および
 3. 適切な場合に、不正取引への関与が疑われる顧客、サプライヤーまたは個人との取引の調査・一時停止・終了するための手続き
- 公務員との取引における賄賂や汚職のリスクが高いことを踏まえ、いかなる形式の賄賂、汚職、詐欺行為に対しても法令を遵守し、「ゼロ・トレランス」の方針に沿って対応することを確保しながら、不正取引に関する公式調査において当局と連携すること

不正製品の種類



偽造品・偽物：
商標所有者の認知も許可もなく製造された、ブランド品の不正複製品。

現地税を免れた製品：
「Illicit whites（現地税を免れた製品）」とは、ある国で合法的に製造され、他国で違法に販売されることを目的とし、適用される税金や関税を支払わない製品を指します。

密輸：
正規品または偽造品を、販売予定の市場で税金や関税を支払わずに、または輸出入を禁止する法律に違反して、国境を越えて移動させること。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement

(調達グループ長)：

procurement@bat.com

内部通報チャンネル：

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン：

www.bat.com/speakuphotlines





ビジネスの誠実さ

私たちは、すべての事業において、高い水準の誠実な事業運営を心がけています。業績を上げるために、倫理基準を妥協してはなりません。

定義

「**不当な行為**」とは、誠意を持って公平に信頼の責務に従い行動するという期待を裏切ってビジネス活動または公共的機能を行うこと（または行わないこと）です。

「**便宜を図るための支払**」とは、支払う人がすでに関わっている日常業務を円滑にする、または迅速化する目的で、下級公務員に少額の金銭を支払うことをいいます。ほとんどの国では違法行為です。英国など一部の国では、自国民が海外で便宜目的の支払いを行うことは犯罪です。

利益相反

サプライヤーは、商取引における利益相反は避け、相反が起きるまたは発生する可能性がある場合にはどのような環境においても完全な透明性を確保して運営にあたることを求められます。

そのため、サプライヤーは以下を行わなければなりません（自社の労働者についても確認する措置を講じなければなりません）。

- 個人的利益および/または商業的利益、または自社の役員または従業員の利益がBATグループの利益と相反する可能性がある、または相反するよう見える可能性がある状況避けること。
- どのような種類でも、サプライヤーのビジネスや経済的なつながりに興味がある気配のある当グループ従業員またはグループ従業員の近親者がいる場合は、当グループに開示すること。
- 利益相反の事実がある、またはその可能性がある、またはそのように見える状況があれば利益相反が発生してすぐに当グループに知らせ、どのように管理されているのかを開示すること。

こうした条件は、サプライヤーが当グループの競合企業と合法で適切な取引を行っているかぎりには、これを阻止することは意図しません。

賄賂と汚職

サプライヤー（またはサプライヤーの従業員またはエージェント）が賄賂またはその他の汚職に関わる、または巻き込まれるのは許容しません。

従って、サプライヤーは以下などの汚職となる行為はいかなるものでも決して関わってはなりません。

- 不適切な行為を誘引したり、その行為に対して報酬を与えたりすること、または自社や当グループの利益のために他者の意思決定に不適切に影響を与えること、あるいは他人にそのようなことを勧めたりするために、いかなる人物に対しても（直接的または間接的に）、贈答品、支払い、その他の恩恵（もてなし、キックバック、職の斡旋や投資の機会）を一切提供、承認、約束、または与えない。
- 当グループの意思決定に不適切な行為や影響を与える行為、またはその意図があると見なされる行為に対する報酬または勧誘として、誰からも贈答品、支払い、その他の利益を（直接・間接を問わず）受け入れたり、受領したり、同意したり、承認したりしない。

- 公務員に贈答品、支払い、その他の利益を提供、約束、または与えて、公務員としての立場でその個人または当グループの利益に影響を与えることを意図してはいけない。
- 労働者の健康、安全、または自由を保護するために厳密に必要な場合を除き、当グループ事業に関して（直接的または間接的に）便宜を図るための支払いを決して行わない。また
- 自社や当グループの代理でサービスを行うサードパーティーが不適切な支払いを提案、実行、嘆願、受け取ることのないよう、均衡のとれた効果的な統制を維持する。

詐欺行為

詐欺行為には、誰かに利益を得させたり損失を与えたりする意図をもって、不正直な発言をすること、または必要な情報を不正直に提供しないことが含まれます。

さらに、詐欺行為には、事業上の関係を不正に利用する行為、債権者を欺く行為、虚偽の帳簿の提出、税金の不正回避なども含まれます。詐欺行為は、利益や損失が実際に発生しなくても、法律違反となります。虚偽の発言やその他の不正行為を行うだけで違法となります。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 第三者に対して不正直な行為を決して行わないこと。これには、虚偽の発言、不正な情報隠蔽、虚偽の帳簿提出、租税回避の試み、事業パートナーの欺瞞などが含まれます。
- サプライヤーまたは当グループの利益のために詐欺行為が行われないよう、適切かつ効果的な管理策を維持すること。

贈答及び接待（G&E）

頻度の低いビジネス関連の贈答品・接待の提案または受け取りは商慣習として許容可能です。ただし、不適切または過剰な贈答品・接待は賄賂・汚職の一形態となり、BATおよび当社のサプライヤーに深刻な損害を与えることがあります。

サプライヤーは、賄賂またはその他の腐敗行為となる、またはそのようにみなされる贈答品・接待は提案することも受け取ることもしてはなりません。そのため：

- サプライヤーは、当グループの企業や従業員とビジネスを行う際は、SoBCに規定されているとおり当グループの贈答品・接待ポリシーの理念を確認することが期待されます。
- BATの従業員とサプライヤー間で行われる贈答品・接待の譲渡は、当グループが関わっている入札や競争入札プロセスの最中は禁止されます。
- サプライヤーは、公務員、または公務員に近い親戚、友人または同僚といった人に贈答品・接待（またはその他の個人的なメリット）を提供することで、当グループの代理で公務員に影響を与えようとすることは、直接間接を問わず行ってはなりません。公務員への記念品程度以上の贈答が適切とみなされることは、ほぼありません。

制裁と輸出規制

サプライヤーは、すべての適用される国際制裁措置および輸出規制に準拠してビジネスを行い、取引が禁止または制限されている制裁措置下の区域や団体に関わらないようにしなければなりません。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- 自社ビジネスに影響を及ぼすすべての該当する制裁体制および輸出管理規制を認識し、完全に準拠すること。
- 制裁/輸出規制に違反するリスク、またはグループによる制裁/輸出規制違反を最小限に抑えるために効果的な内部統制を実施し、特に、業務が制裁対象地域からの調達、国際金融取引、または製品、技術、サービスの国境を越えた供給または購入に関わる場合、自社従業員が理解し効果的に実施できるようトレーニングを課し支援を行うこと。

マネーロンダリング防止とテロ資金提供対策

サプライヤー（その従業員や代理人を含む）がマネーロンダリングまたはテロリストの資金供与に関与したり、巻き込まれたりすることは一切認められません。

サプライヤーは、いかなる管轄区域においてもマネーロンダリングまたはテロリストへの資金提供により攻撃となる活動、またはBATにそうした攻撃に関わらせるような活動に関与しないよう適切な統制を設置しなければなりません。これには、テロリストの利益のために違法な資金または資産を隠すもしくは洗浄すること、犯罪行為から得た収益を保有または取り扱うこと、意図的に資金提供や資産の移動に加担する、つまりテロリストのグループやテロリストの活動を支援することが含まれますが、これに限りません。



制裁および輸出統制とは？

制裁措置とは、資金の移動などの取引に制約を課すまたは禁ずることであり、特定の国または人を対象とし、米国、英国といった個々の国、あるいは国連や欧州連合といった超国家団体が他の国、団体または個人に対して課すものです。

非常に広範囲に及ぶ制裁措置もあります。例えば米国の制裁は、完全に米国外で活動している場合でも非米国民にも適用可能です。特に、米国の制裁措置では、制裁対象の団体が関与する米国以外の団体間の支払いに米ドルや米国の銀行を使用することを禁止しています。また、米国原産の製品を制裁対象の地域や特定の制裁対象者に輸出したり、積み替えたりすることも禁止されています。

一部の制裁措置は、制裁対象地域に由来する製品の全部または一部を輸入・輸出・再輸出すること、ならびに制裁対象地域を経由して製品を積み替えることに適用されます。

制裁とは別に、輸出管理は、特定の種類の品目を国境を越えて移動させる場合にライセンス義務を課しています。これには、一定の割合で米国原産の要素を含む品目も含まれます。

特定の品目に輸出規制が適用される場合、輸出する前に必ず適切なライセンスを取得していることを確認しなければなりません。

制裁および輸出統制に違反すると、評判に深刻な打撃を受け銀行のパートナー関係が難しくなるだけでなく、罰金、輸出ライセンスの剥奪、個人の懲役など、重大なペナルティが課されます。

ビジネスの記録と秘密保持

当グループとビジネスを行うには、サプライヤーは当社のビジネスに関する機密情報と非公開の記録にアクセスする必要があります。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- この情報が保護され機密として維持されているようにしなければなりません。
- 事前に当グループから承認を得ずに機密情報を開示してはなりません。
- 公開の場での話し合いや文書の使用を通して機密情報を意図せず公開してしまうリスクに気をつけなければなりません。

サプライヤーは、適用法に従って金融または非金融の最新のビジネス記録も維持管理し、すべての関連データ保護法およびプライバシー保護法に準拠した上で個人データを取り扱わなければなりません。当グループのビジネスに関係する記録も、当グループにより求められる間は保持しなければなりません。

データのプライバシーとサイバーリスク

当社は、当社のサプライチェーンを通じてシステムとデータ（個人データを含む）の誠実さとセキュリティを保護することをお約束します。

サプライヤーは、個人データを含む当グループのデータを保護し、また、必要に応じて当グループのシステムへのアクセスを管理するため、適切なシステムと統制を維持することが求められます。多くのサプライヤーは、当グループの個人データまたは機密情報へのアクセス権を保持または保有しています。

一般データ保護規則（GDPR）などの世界基準のデータのプライバシー法に準拠しつつ、サプライヤーによる優良なサイバーウィルス予防策の維持管理は、データと当グループのシステムのセキュリティのため、および当グループのビジネスを守るために極めて重要です。そのため、サプライヤーはデータ保護法およびサイバーセキュリティ法、規制の手引きおよび業界のベストプラクティス（法により必須である場合のデータ保護評価およびサイバー脅威の評価など）に準拠することが期待されます。

どのようにデータ（個人データを含む）を管理するのかについてのサイバーセキュリティの脅威とリスクは常に変化しています。サプライヤーが適切な技術施策、ポリシーおよびプロセスを設置して当グループのデータを守り、当グループのシステムへのアクセスやすべてのデータの処理が安全で、文書化されているプロセスに従って管理されるようにすることが重要です。

そのため、サプライヤーには以下が求められます。

- すべての適切なデータ保護、情報のセキュリティおよびサイバーセキュリティポリシーを維持管理し定期的に更新すること。
- こうしたポリシーに準拠しているか継続的に監視し、ただちに救済措置を行えるようにすること。
- データ保護ポリシーに違反している可能性およびセキュリティインシデントをただちに調査し、当グループのデータやシステムに影響を及ぼす可能性のあるインシデントや事象があれば当グループに報告すること。
- 救済措置の整備が求められた場合は、当グループにより求められる可能性があるため、そのような措置を整備すること。

データ保護とサイバーリスクの評価

サプライヤーは、自社のリスクと、そのリスクが当グループの（個人データを含む）データの取り扱い、または当グループのシステムとデータへのアクセスにどのように影響するのかを継続的に評価しなければなりません。

サプライヤーは、所有している当グループのデータに伴うリスク、または当グループのシステムへアクセスすることがもたらすリスクを、脅威とリスクのモデルに従って配慮しなければなりません。

適正競争と反トラスト

当社は、競争法（「反トラスト」法）に則った自由競争を信条としています。

そのためサプライヤーは、運営を行う各国および経済地域において公正かつ倫理的に競争を行い、競争法に準拠しなければなりません。



当グループへ問い合わせる

通常のグループ企業の連絡先

Group Head of Procurement
(調達グループ長) :

procurement@bat.com

内部通報チャネル :

www.bat.com/speakup

内部通報ホットライン :

www.bat.com/speakuphotlines

脱税

サプライヤーは、運営を行っている国のすべての適用税法および規制に準拠し、税当局に対して率直であり透明性を確保しなければなりません。

どのような状況下であっても、サプライヤーは意図的に不正に脱税をしたり、他者のために脱税を手助けしてはなりません。

そのため、サプライヤーは脱税やその手助けをするリスクが最小限になるよう効果的な統制を用意し、従業員が効果的に内容を理解し実践し、懸念があれば報告できるように適切なトレーニングを行い、支援し、内部告発の手順を示さなければなりません。



詳細情報

以下までお問い合わせください。

Group Head of Procurement (調達グループ長) (procurement@bat.com)

British American Tobacco p.l.c.

Globe House

4 Temple Place

London WC2R 2PG

英国

電話番号： 44 (0)207 845 1000



bat.com/suppliercode